

■会議結果の概要

会議の名称
例月出納検査及び定例監査
開催日時
令和6年12月25日（水） 午後1時30分から午後3時40分まで
開催場所
北名古屋市役所 東庁舎 3階 政策審議室
出席者数
監査委員2名、事務局職員他15名
議題（公開・非公開の別）及び会議の内容（審議経過、結論等） (検査及び監査の経過については非公開)
(1) 令和6年11月分例月出納検査（下水道事業会計含む） 例月出納検査結果 ア 現金（預金）の出納状況を調査した結果、誤りは認められなかった。 イ 出納諸帳簿及び証拠書類に誤りは認められなかった。
(2) 定例監査（市民課及び健康課） 定例監査結果（別紙のとおり）
非公開の理由
監査又は検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非公開。（北名古屋市情報公開条例第7条第6号）
傍聴者数
その他
照会先
監査委員事務局監査課 ファックス番号：0568-23-3160 電子メールアドレス：kansa@city.kitanagoya.lg.jp

北名古屋市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年2月28日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 井上一男

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

市民課及び健康課

対象期間 令和6年4月1日から令和6年12月25日までの所管事務

実施期間 令和6年11月27日から令和6年12月25日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査とともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

市民課及び健康課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜市民課＞

主な所管事務は、住民登録、戸籍、印鑑の登録及び証明、埋火葬許可、外国人住民在留管理及び特別永住者、マイナンバーカード、人口動態・動向調査、成年被後見人、破産者及び犯罪人名簿、公的個人認証サービス、市民健康部の庶務に関する事務である。

(1) 支出事務について

コンビニ交付に係る運営負担金について、起案文書に軽易な記載誤りがあった。
また、受領した書類に受付印が押印されていないものがあった。

意 見

業務委託契約事務にあたっては、適切に委託業務の進捗管理を行うため、契約書にて取り交わした事項の履行確認を着実に実施するよう努められたい。

<健康課>

主な所管事務は、健康増進、感染症予防、救急医療対策、休日急病診療所、保健、献血、保健統計、食育、保健センター、健康ドームに関する事務である。

(1) 庶務事務について

公用車を利用した出張において、旅行命令簿（出張伺）が作成されていないものがあった。

(2) その他

事務全般において、受付印の押印漏れや決裁を受けないままの事務処理等が散見された。

意 見

- (1) 一者随意契約は競争入札を原則とする契約手続きの例外であることを鑑み、法令に基づく要件を備えているか精査した上で実施し、一者随意契約を行う理由が整然と伺い文書に記載されるよう留意されたい。
- (2) 各種事業の様式について、事務処理に適合したものに所要な修正を適切に実施するよう点検及び見直しを適宜実施されたい。